

税制に関する2意見書を発表

9月24日に「2009年度税制改正に望む」、10月6日に「税制抜本改革に望む」と題した意見書を発表し、政府・関係省庁などに建議した。わが国は、衆参ねじれ国会を理由とした相次ぐ首相の辞任等による政治の混乱により、山積する諸課題に有効な手段を講じられていない。停滞感の強まる足下景気を早急に回復させるとともに、持続的成長を実現していく上で、「成長力」の涵養を主眼とする税制の再構築を強く望むものである。

「税制抜本改革に望む」

世界経済の減速や資源・エネルギー価格の高騰により、日本経済は停滞感が強まっている。また、本格的な少子高齢化社会の到来、国民の将来不安の高まりや地球温暖化問題への対応等、解決すべき課題が山積している。

これら諸課題に対応していくには、めざすべき経済社会の基本目標を定め、税財政、社会保障制度、地方分権の改革を一体的に進め、持続的な成長軌道を確認していかなければならない。

そのためには、税のあり方として、3原則「公平・中立・簡素」に「成長力」の視点も加えるべきである。「企業は成長力の源」、「財政再建計画進捗状況の見える化」、「間接税率の引き上げ」を基本に、次の4つの論点から税制抜本改革に臨んでもらいたい。

1. 持続的成長と企業の位置づけ～法人実効税率引き下げの重要性～

企業は、成長をけん引するエンジンであり、地球温暖化問題をはじめ諸課題を解決する技術革新を生み出すエンジンである。また、雇用維持機能を主とした、企業の社会的責任を再確認する必要がある。

法人実効税率（表面税率）は、OECD平均で約30%であるのに対し、日本の法人実効税率は40.7%（東京23区、堺市）と世界で最も高い水準にある（図1）。これは、日本企業の国際競争力をそぐだけでなく対日投資をも阻害している可能性がある。近年ではシンガポールやドイツが企業誘致や国際競争力の観点から、課税ベースの拡大と同時に法人税を引き下げている。

法人税引き下げの議論は、ともすると企業優遇である、との論調に傾くが、結果的には賃金や配当を通じて家計への配分余力向上につながる面もあり、企業のみが利を得ているわけではない。

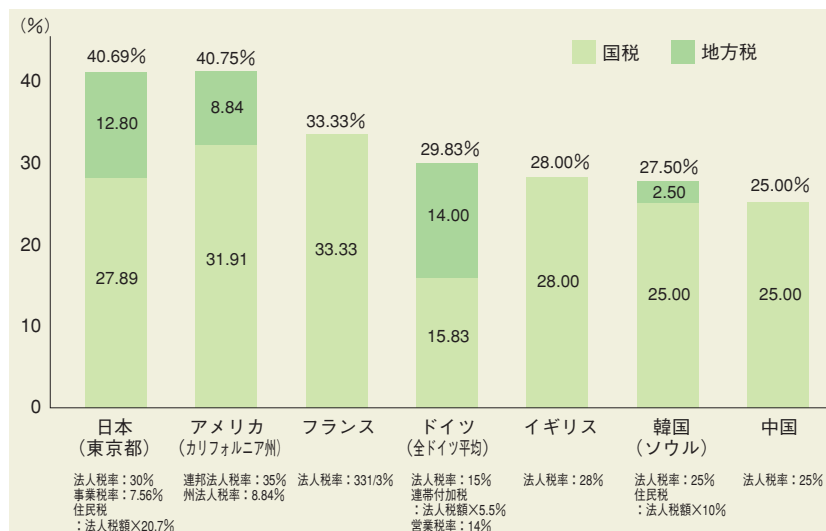
日本企業の国際競争力を維持・強化し、対日投資を拡大させるためにも、法人実効税率の早期かつ大幅な引き下げが重要である。

まず、租税特別措置法を精査し、より効果の高いものへの集中・充実をはかることで、企業の中長期的潜在成長力強化につなげるべきである。

2. 財政再建に向けて

2011年度のPB（プライマリーバランス）黒字化は国際社会に向けた事実上の公約であり、堅持しなければならない。ただし、消費税増税を優先するのではなく、特殊法人等の歳出見直しや透明化、特別会計の余剰

〈図1 法人所得課税の実効税率の国際比較（2008年7月現在）〉



(出所: 財務省HP)

* 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。

積立金、道路特定財源の一般財源化、たばこ税の税率の見直し等あらゆる手段を講じるべきである。

また、PB黒字化達成後も、財政収支黒字化、債務残高の縮減等、さらなる財政の健全化に向け数値目標を設定し、国民に取り組み状況を開示すべきである。

社会保障は、将来給付の膨張が確実視され、財政再建上の大きな課題である。受益と負担の世代間バランスや、給付のための安定財源の確保のために、消費税の見直しを避けることはできない。国民に対し社会保障制度の主要な論点をわかりやすく示し、基本的な議論を喚起した上で、消費税の見直しは不可避である。

3. 分権改革の推進

分権改革の推進には、地方自治体の歳出の徹底と同時に、歳入面において、自治体ごとの税収格差が小さい安定財源の確保が必要となってくる。現在、地方は財源を法人課税に大きく依存しているが、法人課税は景気に左右されやすく地方自治体間で税収格差が大きい。地方の自立という観点から、地方消費税を拡充する等、税収構造のあり方を検討しなければならない。

4. 低炭素社会の実現

地球温暖化をはじめとする環境問題は全世界が直面している最重要課題の1つである。経済成長を両立す

る形での低炭素社会を実現するため、省エネルギー技術・環境技術の革新を直接的に促す研究開発・設備投資減税が必要である。

環境税については、CO₂削減効果に疑問があるほか、企業努力の阻害、低規制国への生産活動の移転による地球規模で考えた場合、排出量増大の懸念もあることから、導入には反対である。

「2009年度税制改正に望む」

税制抜本改革をの第一歩として、来年度改正に向け、「成長力」の涵養の観点から以下の点を要望する。

1. 外国税額控除の見直し

日本企業は、海外子会社利益の多くを海外に留保する傾向が見られる一方、海外現地法人からの受取配当金は微増にとどまる。海外子会社からの受取配当金に関しては地方税も含めて全額益金不算入とすべきである。

2. 移転価格税制の見直し

制度適用の対象となる国外関連者の定義を発行済み株式等の「50%以上の保有」から「50%超」とすべきである。また、制度運用面で当局の裁量の余地が大きく予見可能性が担保されていない現状は改善すべきである。

3. タックスヘイブン税制

中国が2008年1月に法人税を25%

に引き下げ、韓国も将来の引き下げに(25%→20%)言及する等、世界的な法人税の引き下げ競争が進む。現在の軽課税国の定義である「税率25%以下」を「20%未満」に引き上げるべきである。

4. 省エネ投資税額控除の新設等

低炭素社会を実現する企業の技術革新に対する投資促進のため既存の研究開発投資への減税措置の拡充に加え、省エネルギー、新エネルギー開発投資、設備投資に対する税額控除制度を新設すべきである。

5. 事業用資産の買換え特例の延長

現在の課税の特例の適用期限を2年間延長し、2010年12月末日までとすべきである。

6. 超過課税の廃止(法人実効税率)

法人実効税率は標準税率39.5%に対し、17政令指定都市(東京23区含む)の平均では約40.5%と、ほぼ1%の超過税率が課されている<図2参照>。法人実効税率は、国税約28%、地方税約12.5%の構成で、OECD平均が約30%であるので、地方課税分がOECD平均に上乗せという形になっている。こうした高い水準の地方法人課税は正の第一歩として超過課税を廃止すべきである。

7. 住宅ローン控除の延長・拡充

省エネ等一定の基準を満たす優良な住宅取得に対するローン残高の一定割合の税額控除や総費用を対象とする住宅投資減税制度を導入すべきであり、景気対策として現行の住宅ローン減税制度は延長すべきである。

(経済調査部 田村洋子)

<図2>

法人実効税率(表面税率)について ～法人所得に比例して課税される税率。均等割は含まず。～					
	法人税	法人 県民税 : 法人税割	法人 市民税 : 法人税割	法人 事業税等 : 所得割	法人事業税等が 損金算入される ことによる調整
標準税率	{30% × (1 + 5% + 12.3%) + 7.2%}				÷ (1 + 7.2%) = 39.54%
超過課税 (東京23区及び、堺市の例)	{30% × (1 + 6% + 14.7%) + 7.56%}				÷ (1 + 7.56%) = 40.69%

意見書の全文を当会HPに掲載しています。
<http://www.kankeiren.or.jp/>